



国総建第127号

平成18年7月7日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び
「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

平成18年7月7日国土交通省令第76号による建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の改正（会社の計算書類に係る改正）に伴い、地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準等における自己資本等の用語の定義について改正を行う必要があり、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成13年4月3日国総建第99号）及び「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年4月3日国総建第97号）の一部を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に対して通知したところである。

については、貴団体傘下の建設業者に対して周知・指導方お願いする。

なお、改正後の許可基準等は、平成18年7月7日国土交通省令第76号による改正後の建設業法施行規則に基づいて作成された計算書類について適用するものとし、改正前の建設業法施行規則に基づいて計算書類を作成している場合は、なお従前の例による。

○ 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について（平成13年4月3日国総建第99号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準</p> <p>（財産的基礎、金銭的信用）</p> <p>第4 申請者が請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。</p> <p>（注1）（略）</p> <p>（注2） 次のいずれかに該当する者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準に適合しているものとして取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己資本の額が500万円以上である者 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者 <p>ここで、「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。</p> <p>（注3）（略）</p> <p>（財産的基礎）</p> <p>第9 申請者が発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足りる財産的基礎を有すること。</p> <p>（注1） 次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしているものとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。 流動比率が75%以上であること。 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。 <p>ここで、「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。</p> <p>「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいう。</p> <p>「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいう。</p> <p>「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。</p> <p>（注2）（略）</p>	<p>地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準</p> <p>（財産的基礎、金銭的信用）</p> <p>第4 申請者が請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。</p> <p>（注1）（略）</p> <p>（注2） 次のいずれかに該当する者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準に適合しているものとして取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己資本の額が500万円以上である者 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者 <p>ここで、「自己資本」とは、<u>総資本から他人資本を控除したものをいい、具体的には、法人にあっては資本金、新株式払込金（又は新株式申込証拠金）、資本剰余金、利益剰余金、土地再評価差額金、株式等評価差額金、自己株式払込金（又は自己株式申込証拠金）及び控除科目である自己株式の合計額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。また、この「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいう。</u></p> <p>（注3）（略）</p> <p>（財産的基礎、金銭的信用）</p> <p>第9 申請者が発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足りる財産的基礎を有すること。</p> <p>（注1） 次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしているものとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。 流動比率が75%以上であること。 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。 <p>ここで、「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の<u>当期未処理損失が資本準備金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。</u></p> <p>「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいう。</p> <p>「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいう。</p> <p>「自己資本」とは、<u>総資本から他人資本を控除したものをいい、具体的には、法人にあっては資本金、新株式払込金（又は新株式申込証拠金）、資本剰余金、利益剰余金、土地再評価差額金、株式等評価差額金、自己株式払込金（又は自己株式申込証拠金）及び控除科目である自己株式の合計額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。</u></p> <p>（注2）（略）</p>

改 正 後	現 行
<p>【第7条関係】 4. 財産的基礎又は金銭的信用について（第4号） (1)～(2)（略） (3)「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>【第15条関係】 1.（略） 2. 財産的基礎について（法第15条第3号） (1)（略） (2)「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。 (3)～(4)（略） (5)「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。</p> <p>(6)（略）</p>	<p>【第7条関係】 4. 財産的基礎又は金銭的信用について（第4号） (1)～(2)（略） (3)「自己資本」とは、<u>総資本から他人資本を控除したものをいい、具体的には、法人にあっては資本金、新株払込金（又は新株式申込証拠金）、資本剰余金、利益剰余金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金、自己株式払込金（又は自己株式申込証拠金）及び控除科目である自己株式の合計額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。また、この「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいう。</u></p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>【第15条関係】 1.（略） 2. 財産的基礎について（法第15条第3号） (1)（略） (2)「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の当期末処理損失が資本準備金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。 (3)～(4)（略） (5)「自己資本」とは、<u>総資本から他人資本を控除したものをいい、具体的には、法人にあっては資本金、新株払込金（又は新株式申込証拠金）、資本剰余金、利益剰余金、土地再評価差額金、株式等評価差額金、自己株式払込金（又は自己株式申込証拠金）及び控除科目である自己株式の合計額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。</u></p> <p>(6)（略）</p>

改正後

現行

別紙8

別紙8

変更届出書

変更届出書

平成 年 月 日

平成 年 月 日

許可番号 国土交通大臣許可(般・特一)第 号

許可番号 国土交通大臣許可(般・特一)第 号

届出者 ㊟

届出者 ㊟

局長 殿

局長 殿

事業年度(第 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

営業年度(第 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

記

- (1)工事経歴書 (2)工事施工金額 (3)貸借対照表及び損益計算書
(4)株主資本等変動計算書及び注記表 (5)事業報告書 (6)附属明細表 (7)法人税納付済額証明書 (8)所得税納付済額証明書
(9)使用人数 (10)令第3条に規定する使用人の一覧表 (11)国家資格者等・監理技術者一覧表 (12)定款

- (1)工事経歴書 (2)工事施工金額 (3)貸借対照表、損益計算書、利益処分(損失処理) (4)法人税納付済額証明書 (5)所得税納付済額証明書 (6)使用人数 (7)令第3条に規定する使用人の一覧表 (8)定款 (9)事業報告書(特例有限会社を除く株式会社の場合。)

記載要領

(1)から(12)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

記載要領

(1)から(9)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

改 正 後

現 行

別紙9

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

局長 印

一般建設業の許可の取消しについて (通知)
特定

貴 の下記に掲げる一般建設業の許可については、建設業
特定
法第29条第 項第 号の規定により、平成 年 月 日付
けで取り消したので、通知する。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けとった日
の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求すること
ができる (なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して60
日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をする
ことができなくなる。)

また、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の定めると
ころにより、この通知を受けた日 (当該処分につき審査請求をした
場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日) の翌日から
起算して6か月以内に国を被告として (訴訟において国を代表する
者は法務大臣となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができ
る (なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して
6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処
分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

記

許可番号 国土交通大臣許可 (一) 第 号
許可年月日 平成 年 月 日
許可の区分 一般建設業
特定建設業
建設業の種類

別紙9

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

局長 印

一般建設業の許可の取り消しについて (通知)
特定

貴 の下記に掲げる一般建設業の許可については、建設業
特定
法第29条第 項第 号の規定により、平成 年 月 日付
けで取り消したので、通知する。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けとった日
の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求すること
ができる (なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して60
日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をする
ことができなくなる。)

また、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の定めると
ころにより、この通知を受けた日 (当該処分につき審査請求をした
場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日) の翌日から
起算して6か月以内に国を被告として (訴訟において国を代表する
者は法務大臣となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができ
る (なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して
6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処
分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

記

許可番号 国土交通大臣許可 (一) 第 号
許可年月日 平成 年 月 日
許可の区分 一般建設業
特定建設業
建設業の種類

※ 行政手続法第3章第2節の規定に基づく聴聞を経た上で行う許可の取消し
処分にあつては、審査請求に係る部分の記載は行わないこと。